

後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証が変わります
7月31日まで、8月1日から
若草色 ↓ **ピンク色**

新しい被保険者証(ピンク色)を、7月中旬に、簡易書留で郵送します。8月1日以降、病院や薬局の窓口では、新しい被保険者証を提示してください。

若草色の被保険者証は、8月1日以降に町民保険課窓口に戻してください。ご自身で処分する場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。

○限度額適用認定証等

入院時や高額な外来診療の受診時、限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証)を医療機関などの窓口に掲示すること、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額されます。

額認定証は、町民保険課へ申請することにより交付されます。詳しくは、被保険者証に同封の案内をご覧ください。

○保険料

被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。原則、7月中旬に保険料額及び納付方法の通知を送付します。

【保険料の計算方法】

$$\begin{aligned} & \text{均等割額 } 42,965\text{円} \\ & + \\ & \text{所得割額} \\ & (\text{総所得金額等}^* - 33\text{万円}) \times 8.86\% \\ & || \\ & \text{年間保険料額} \\ & (\text{賦課限度額} 62\text{万円}) \end{aligned}$$

※総所得金額等とは
各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額等)を差し引いた所得の合計額。申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含み、退職所得は含まない。
遺族年金や障害年金は収入に含めない。
各種所得控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除)は適用されない。

○保険料の軽減措置

軽減割合が変更されました
▼所得が低い世帯に対する軽減(均等割額の軽減)
所得が低い世帯に属する方は、表1の基準により均等割額が軽減されます。
均等割額について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度は8割軽減に変わります。
所得の低い年金受給者の方は、今年10月から、年金生活者支援給付金の制度等が始まります。詳しくはねんきんダイヤル(Tel.05770・051165)までお問い合わせください。

《後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった方に対する軽減》
所得割は課されません。均等割は資格取得から2年間5割軽減されます。ただし、所得が低い世帯に属する方は均等割額の8・5割または8割軽減が適用されます。

※被用者保険とは

協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。
該当の方には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、町民保険課にお知らせください。

同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下	8.5割	6,444円
33万円以下で被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他各種所得なし)	8割	8,593円
(33万円+被保険者数×28万円)以下	5割	21,482円
(33万円+被保険者数×51万円)以下	2割	34,372円

【均等割額の軽減】表1

後期高齢者医療費通知

医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します

実際にかかった医療費の総額(10割)をお知らせし、ご自身で内容を確認していただくことにより、医療と健康に対する意識の向上と、今後の健康管理にお役立ていただくことを目的としています。

また、支払った医療費の額を載せますので、確定申告にも使用できます。医療費通知不要な方は、ご連絡ください。

【問い合わせ先】

三重県後期高齢者医療広域連合事業課
被保険者証・保険料関係
Tel.059・221・6883
町民保険課
Tel.366・7115

後期高齢者健康診査

健康管理と生活習慣病の早期発見!

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します。

対象者 8月31日までに後期高齢者医療被保険者になる方
受診期間 7月～11月末
受診場所 医療機関一覧をご覧ください。
受診方法 受診券等をご覧ください。
自己負担額 500円(住民税非課税世帯の方は200円)

送付スケジュール

4月末時点の被保険者⇒6月下旬発送
5～7月中に被保険者となる方⇒8月下旬発送
8月中に被保険者となる方⇒9月下旬発送

【問い合わせ先】

三重県後期高齢者医療広域連合事業課
Tel.059・221・6884
町民保険課 Tel.366・7115

心身障害者(児)理髪等福祉サービス事業

町では、心身障害者(児)と介護者の支援を図ることを目的に、下記のサービスを実施しています。

- 理髪サービス**
3月、7月、11月の各月ごとに理髪費用(限度額3,600円)を給付
※限度額に満たない場合は、その実費額。
- 寝具洗濯サービス**
3月、7月、11月の各月ごとに寝具洗濯費用(限度額8,000円)を給付。※限度額に満たない場合は、その実費額。
- おむつサービス**
現物給付(週に1回自宅へ配達)。
給付に要する費用は1週間当たり1,750円以内。

対象者

町内に住所を有し、当該住所に在宅する方で下記の条件に該当する方

- ① ② 下記のいずれかに該当する方
 - ・身体障害者手帳1～3級に該当し、かつ障害支援区分3以上(障害児は区分2以上)の方
 - ・療育手帳A1、A2に該当し、かつ障害支援区分3以上(障害児は区分1以上)の方
- ③ 下記のいずれかに該当する方
 - ・身体障害者手帳1～3級に該当し、かつ障害支援区分1以上の方
 - ・療育手帳A1、A2に該当し、かつ障害支援区分1以上の方

詳しくは福祉課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 福祉課 Tel.366・7116

お知らせ

6月は危険物安全管理強調月間

「無事故への 構え一分の 隙も無く」

6月は危険物安全管理強調月間です

四日市市消防本部では6月を危険物安全管理強調月間とし、危険物による火災や事故を防ぐための運動を展開しています。

■ガソリンの危険性について

ガソリンは気化しやすく、静電気等の火花でも引火して爆発的に焼燃します。ガソリンの可燃性蒸気は空気より重いため、地面を伝って離れた場所にある火源でも引火します。気化したガソリンが容器内で膨張し、圧力が高くなっている場合は、容器開栓時にガソリンが噴出します。

■ガソリン携行缶の取扱いに注意!

開栓は、一気に蓋を開けず圧力調整弁でガス抜きをしてから行ってください。保管は、密閉し、高温環境下を避けてください。また、長期間の保管も極力避けてください。灯油用ポリエチレン缶にガソリンを入れることは非常に危険です。携行缶は消防法令により定められた金属缶を使用してください。セルフスタンドでは利用者が自らガソリンを容器に入れることはできません。

■「コンタミ事故」に注意!

三重県内でも、ガソリンが混入した灯油等が売られてしまう「コンタミ事故」が起こっています。ガソリンはオレンジ色、灯油は無色ですので色の違いにご注意ください。

【問い合わせ先】

四日市市消防本部 予防保安課
Tel.356・2010

障害のある学生・生徒のための企業説明会

日時 7月24日(水)午後1時30分～3時30分(受付 午後1時～3時)

場所 四日市市文化会館 展示棟

対象 障害のある学生・生徒の方で、特別支援学校、一般高等学校、大学、短期大学、専門学校卒業予定者または卒業後概ね3年以内の方とその保護者、学校関係者、支援者。

※特別支援学校のみ1・2年生(特別支援学校実習可の企業に限る。)とその保護者。

※事前申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

ハローワーク四日市 専門援助部門
Tel.353・5568